

令和元年 7月 吉日

福岡信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」  
を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

平素は福岡信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」踏まえ、令和元年10月より預金規定等を改定いたします。

これに伴い、新規取引開始時にお取引目的やおお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やおお客様に関する情報等を、再度ご確認させていただく場合があります。

また確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適正にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1. 対象となる主な預金規程等

- ・普通預金規定
- ・しんきん定期性総合口座規定
- ・貯蓄預金規定
- ・当座勘定規定
- ・定期預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・財形預金等規定

2. 改定時期

令和元年10月1日より改定

3. 主な改定内容

普通預金規定・しんきん定期性総合口座規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定・しんきん定期性総合口座規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

#### 「取引の制限等」条項の新設

(取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 「解約等」条項を一部追加・変更（下線部分を追加）

(解約等)

- 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第26条1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合